

議案第 4 1 号

市川市特別会計条例の一部改正について

市川市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市特別会計条例の一部を改正する条例

市川市特別会計条例（昭和 3 9 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 2 8 年 4 月 1 日前に改正前の第 1 条第 4 号の介護老人保健施設特別会計に係る債権として確定した収入及び債務として確定した支出については、同号の規定は、同年 5 月 3 1 日までの間、なおその効力を有する。

理 由

介護老人保健施設ゆうゆうの運営を民間事業者に引き継ぐことに伴い、介護老人保健施設事業を廃止することから、介護老人保健施設特別会計を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。